

議運提案

飯田市議会議長交際費の取扱いに関する規程の一部を改正する規程
の制定について

飯田市議会議長交際費の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を下記のとおり定め、令和7年4月3日から適用する。

令和7年4月3日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会
委員長 井 坪 隆

記

飯田市議会議長交際費の取扱いに関する規程の一部を改正する規程
(案)

飯田市議会議長交際費の取扱いに関する規程（平成21年飯田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「飯田市議会議長（飯田市議会議長から委任され、又は代理権の授与を受けた飯田市議会議員を含む。以下単に「議長」という。）」を「飯田市議会の議長又は議長の委任若しくは代理権の授与を受けた飯田市議会の議員（以下この条において「議長等」という。）」に改め、同条第2号並びに同条第3号ア及びイ中「議長」を「議長等」に改める。

第3条第1項の表中 「 5,000円 」 を 「 7,000円 」 に、

「 前条第5号ウ又は同号エに該当する場合 」 を 「 前条第3号ウ又はエに該当する場合 」 に改め、

同条第2項中「飯田市議会議長及び飯田市議会副議長」を「議長及び副議長」に改め、同条第3項中「飯田市議会議長」を「議長」に改める。

第7条中「飯田市議会議長」を「議長」に改める。